

議第98号

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成 9 年滋賀県条例第42号）
の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「、第 2 項に規定する時間
を変更し」を削り、同項を同条第 3 項とする。
第13条中「、同条第 2 項に規定する時間を変更し」を削り、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」
に改める。

別表第 2 項の表中		午後11時から翌日の午前 7 時 まで	1 台 1 回につき	420
円	を	午後11時から 翌日の午前 7 時まで	使用時間が 3 時間以内 の場合	1 台 1 時間につき 110 円
			使用時間が 3 時間を超 える場合	1 台 1 回につき 420 円

- 改める。
- 付 則
- この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。
 - この条例の施行の日前に滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により駐車場の使用の承認を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。